

【資料】

熟議の推進に関する法律案

—法案作成講座第13期 2017年 11-12月

2004年から、毎年秋に、自主講座「法案作成講座」を開催してきた。13年目を迎えた2017年には「熟議の推進に関する法律案」を作成した。この法案は、熟議の基本理念を定めるとともに、市民パネルへの参加を容易化し、市民パネルをおく熟議の場への公認熟議ファシリテーターの選任、選挙日一週間前の熟議の日の設定などの各種措置を規定するものである。講座は、キャンパスイノベーションセンター東京で、11月24日、12月1日、8日の18:30-21:00に開かれた。参加者は、一部参加を含め19名であった。(倉阪 秀史)

(目的)

第一条 この法律は、社会的な課題が複雑化するとともに、その解決策にかかる評価の基準が多様化する状況において、社会的な課題に関連する人々の相互理解を推進しつつ当該課題の解決を図ることが重要であることにかんがみ、熟議の推進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国又は地方公共団体が熟議の場の設置する手続きを規定すること等により、熟議の推進に関する施策を総合的に推進し、もって社会的な課題にかかる合意形成を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「熟議」とは、参加者が、社会的な課題に関する理解を深めるために必要な情報を提供されるとともに、参加者の間の相互理解を進めつつ十分な議論を行うことをいう。

(基本理念)

第三条 熟議の推進に関する施策は、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ることを旨として進められなければならない。

- 2 熟議の推進に関する施策は、関係者の間での徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の相互理解を促進することを旨として進められなければならない。
- 3 熟議の推進に関する施策は、対象とする社会的な課題に関する情報、関係者の状況に関する情報その他の議論の前提となる情報が、関係者によって共有されることを旨として進められなければならない。
- 4 熟議の推進に関する施策は、熟議の場を効率的に運営することにより、熟議の場の参加者に過重な負担を与えないように進められなければならない。
- 5 熟議の推進に関する施策は、熟議の場の参加者が自発的に意見を述べるができる環境の整備に配慮しつつ、その運営の公正の確保と透明性の向上を旨として行われなければならない。
- 6 熟議の推進に関する施策は、熟議の場を設置した主体によって、熟議の場で行われた議論の内容が十分に配慮されるように進められなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、熟議の推

進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、熟議の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の経済的条件等に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(熟議の場の設置等)

第六条 国又は地方公共団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二条の四の地域自治区を含む。以下同じ。)は、広く意見を反映させつつその権限に属する事務を処理させるため、熟議の場を設置することができる。

- 2 熟議の場に参加する者(以下「熟議参加者」という。)は、公正な手段によって選定されなければならない。
- 3 熟議参加者は、自由な発言が保証されなければならない。
- 4 熟議の場には、その議論にかかる十分な情報が提供されなければならない。
- 5 熟議の場で議論された内容は、当該熟議の場を設置した主体によって尊重されなければならない。
- 6 熟議の場を設置するときは、当該熟議の場を設置した主体は、主務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(市民パネル)

第七条 国又は地方公共団体は、熟議の場の設置にあたって、無作為に抽出された一般市民から構成される市民パネルを置くことができる。

- 2 市民パネルの構成員は、本条の定めるところにより、選任するものとする。
- 3 市民パネルの構成員には、主務省令で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、

市民パネルの構成員となることができない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。
- 二 心身の故障のため市民パネルの構成員の任務の遂行に著しい支障がある者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、市民パネルの構成員となることについて辞退の申立てをすることができる。
 - 一 疾病又は傷害により市民パネルの構成員の任務を遂行することが困難であること。
 - 二 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。
 - 三 その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。
 - 四 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うことができないものがあること。
 - 五 重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要があること。

(不利益取扱いの禁止)

第八条 労働者が市民パネルの構成員としての任務を行うために休暇を取得したことその他市民パネルの構成員であること又はであったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。(報告の徴収及び勧告並びに公表)

- 第九条 熟議の場を設置した主体は、前条の規定に違反している事業主に対し報告を求め、又は勧告をすることができる。
- 2 熟議の場を設置した主体は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったと

きは、その旨を公表することができる。
(市民パネルの構成員となることができる者による提案)

第十条 市民パネルの構成員となることができる者は、一人で、又は数人が共同して、国又は地方公共団体に対し、主務省令の定めるところにより、熟議の場の設置にかかる提案をすることができる。
(計画提案に対する国又は地方公共団体の判断等)

第十一条 国又は地方公共団体は、前条の提案が行われたときは、遅滞なく、当該提案を踏まえて熟議の場を設置する必要があるかどうかを判断し、当該熟議の場を設置する必要があると認めるときは、熟議の場を設置しなければならない。
(熟議ファシリテーターの選任)

第十二条 市民パネルを置く熟議の場を設置した主体は、主務省令で定めるところにより、公認熟議ファシリテーター免状の交付を受けている者のうちから、当該熟議の場の運営を行わせる者(この法律において「熟議ファシリテーター」という。)を選任しなければならない。
(熟議ファシリテーターの任務)

第十三条 熟議ファシリテーターは、次の各号に掲げる任務を遂行するものとする。

- 一 熟議参加者に対して、当該熟議の場の目的、参加者の立場、熟議の場の進行の手順を伝えること
- 二 中立的な立場で熟議の場を運営すること
- 三 熟議参加者が自発的に意見を述べることができる環境を整えること
- 四 熟議参加者が平等に発言の機会が与えられるように配慮すること
- 五 熟議参加者の相互理解を促進するよう、熟議参加者の間での徹底した議論を促すこと
- 六 熟議参加者に過重な負担を与えないよ

う、熟議の場を効率的に運営すること

七 中立的な立場で熟議の場で行われた議論の内容をとりまとめること

(公認熟議ファシリテーター免状)

第十四条 公認熟議ファシリテーター免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、主務大臣がこれを交付する。

- 一 前条各号に掲げる任務を遂行できる学識及び経験を有しているものとして公認熟議ファシリテーター試験に合格した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有していると主務大臣が認定した者

2 公認熟議ファシリテーター免状の交付に関する手続は、主務省令で定める。
(公認熟議ファシリテーター試験)

第十五条 公認熟議ファシリテーター試験は、主務大臣が行う。

2 主務大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、公認熟議ファシリテーター試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

3 公認熟議ファシリテーター試験の課目、受験手続その他公認熟議ファシリテーター試験の実施細目は、主務省令で定める。

(指定)

第十六条 第十五条第二項の指定は、主務省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 主務大臣は、第十五条第二項の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

(欠格条項)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第十五条第二項の指定を受けることができない。

- 一 第二十七条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を

- 経過しない者
- 二 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者
- イ この法律又はこの法律に基づく処分違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ロ 第二十三条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者
(指定の基準)
- 第十八条 主務大臣は、他に第十五条第二項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 一般社団法人又は一般財団法人であること。
- 四 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって試験事務が不公正になるおそれがないものであること。
(試験事務規程)
- 第十九条 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 試験事務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。
- 3 主務大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、指定試験機

関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(試験事務の休廃止)

第二十条 指定試験機関は、主務大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
(事業計画等)

第二十一条 指定試験機関は、毎事業年度開始前に（第十条第二項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第二十二条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の解任命令)

第二十三条 主務大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく処分を含む。）若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(公認熟議ファシリテーター試験員)

第二十四条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、公認熟議ファシリテーターとして必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、公認熟議ファシリテーター試験員（以下「試験員」という。）に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任しよう

とするときは、主務省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣にその旨を届け出なければならない。試験員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験員に準用する。
(秘密保持義務等)

第二十五条 指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第二十六条 主務大臣は、指定試験機関が第十八条各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十七条 主務大臣は、指定試験機関が第十八条第三号に適合しなくなったときは、第十五条第二項の指定を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条

第二項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第十七条第二号に該当するに至ったとき。

三 第十九条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

四 第十九条第三項、第二十三条（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十五条第二項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十八条 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務に関し主務省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、主務省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(主務大臣による試験事務の実施等)

第二十九条 主務大臣は、指定試験機関が第二十条の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十七条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 主務大臣が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が第二十条の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第二十七条の規定により主務大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要

な事項については、主務省令で定める。
(公示)

第三十条 主務大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十五条第二項の指定をしたとき。
- 二 第二十条の許可をしたとき。
- 三 第二十七条の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条第一項の規定により主務大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(熟議の日)

第三十一条 社会的な課題の解決に関し、当該課題に関する十分な情報を提供されて、それに対する理解を深めながら議論を行うことをつうじて、当該課題にかかる合意形成の促進に寄与するため、熟議の日を設ける。

- 2 熟議の日は、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙が行われる日の七日前の日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、熟議の場の設置など熟議の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。(財政上の措置等)

第三十二条 国は、熟議の推進に関する施策を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第三十三条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、熟議の推進に関する施策に係る国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の教育活動等における配慮)

第三十四条 地方公共団体は、教育活動、広報活動等を行うに当たっては、できる限り、熟議の推進に関する施策に係る地域住民の理解の増進に資するように配慮するものとする。

(市民パネルの構成員となることができる者への情報の提供)

第三十五条 国又は地方公共団体は、社会的な課題の解決のために必要な情報を市民パネルの構成員となることができる者に適切に提供するよう努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十六条 主務大臣は、本法の規定の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第三十七条 公認熟議ファシリテーター試験を受けようとする者、指定試験機関がその試験事務を行う公認熟議ファシリテーター試験に合格したことにより公認熟議ファシリテーター免状の交付を受けようとする者、又は公認熟議ファシリテーター免状の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 前項の手数料は、指定試験機関がその試験事務を行う公認熟議ファシリテーター試験を受けようとする者の納めるも

のについては当該指定試験機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

(聴聞の方法の特例)

第三十八条 第二十三条(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)又は第二十七条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第三十九条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、主務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(経過措置の命令への委任)

第四十条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含

む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第四十一条 この法律における主務大臣は、総務大臣及び〇〇大臣とする。

2 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(罰則)

第四十二条 第二十五条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第二十七条第二項の規定による試験事務の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

二 第二十八条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第二十八条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。